

# 山県市立富岡小学校いじめ防止基本方針（令和８年度）

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### （１）定義

【いじめ防止対策推進法】：第２条 H25.9.28施行（以下「法」と表記）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （２）基本認識

- ①いじめは、人間として絶対に許されない
- ②いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る
- ③いじめは、見ようとしなければ、見えない！
- ④いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない

### （３）学校としての構え

- ・児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により即日対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」は「温かな学級・学校づくり」ととらえる。その上で、規律と児童同士の自治力をもつ集団を育成していく。
- ・いじめ解消に向け、継続して十分な注意を払い、保護者と連携を図りながら見届ける。

### （４）保護者としての構え

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識を養うための指導を行うように努める。その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護し、学校に相談する。他の児童がいじめを受けている場合も同様とする。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止などのための取組に協力するよう努める。

### （５）地域としての構え

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。地域は、登下校や地域での児童の様子を見守り、いじめと疑われる言動を見かけたときには、適切にいじめから保護し、速やかに学校に連絡をする。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### （１）確かな学力の定着

- ・主体性を高める学習活動の工夫【意欲を喚起する導入の工夫 興味関心を高める ICT 教具の工夫】
- ・基礎学力の定着【学級ルールに基づく学習規律の徹底】

### （２）人間関係形成能力の育成

- ・自尊感情を基盤に主体性を高める活動の推進【よさみつけの活動の継続と発展】
- ・規律と自治による集団づくり【願いや思いによる目標・約束の生成】
- ・豊かな心を育む道徳教育の推進【差別に気付く道徳的判断力の育成】
- ・異年齢集団による特別活動の充実【立場の違う他者を思いやる心情の育成】

### （３）いじめ未然防止教育の推進

- ・市民社会のルールを守る態度の育成【「いじめを考える日」、情報モラル学習等の指導】
- ・人権感覚を高め、一人一人を大切にする実践的態度の育成【「ひびきあい活動、スクールワイドPBS】
- ・日常的な人権意識の啓発【短学活の活用】

#### **(4) 地域とつながる学校づくり**

- ・地域住民との協働活動の工夫【地域におけるあいさつ運動の推進】
- ・学校の積極的な情報発信【双方向の交流の場の保証】

### **3 いじめの早期発見・早期対応**

#### **(1) 心のアンケート調査等による情報収集及び SOS の出し方教育、校内連携体制の充実**

- ・アンケートの実施方法、実施時期、活用方法の検討
- ・日常的な声かけ・心のチェックシート活用・定期的なアンケート（記名式）の実施等
- ・SOS の出し方教育の推進
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で対策検討
- ・日常的情報交換 養護教諭やスクールカウンセラーと担任との連携及び協力体制整備

#### **(2) 教育相談の充実**

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時には、早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・組織的に対応するため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・教育相談日課を設け、すべての児童と教育相談を年3回実施する。

#### **(3) 教職員の研修の充実**

- ・職員会議や夏季休業中の現職研修 ・必要に応じて適宜職員研修

#### **(4) 保護者との連携 ～いじめの事実が確認された際～**

- ・いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、本人の心に寄り添いながら、保護者の理解や協力を十分に得て、児童の今後に向けて前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。いじめた側の児童にいじめは許されないことを自覚させる。
- ・学校運営協議会、保護者役員会での情報提供依頼や学級懇談会等での情報発信を通して、いじめ防止の取組を啓蒙する。

#### **(5) 関係機関等との連携**

- ・教育委員会や警察、子ども相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市役所福祉課、学校、民生児童委員、運営協議会等とのネットワーク

### **4 いじめ未然防止・対策委員会の設置**

- ・法 22 条に基づき、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

<常設> 校長・教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

<いじめ重大事態発生時：市教委と連携> 保護者代表、スクールカウンセラー、学校運営協議会、市教委 等

### **5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画**

- ・基本方針の説明… 4 月 職員会 全保護者会 5 月 学校運営協議会
- ・職員研修会… 隔月職員会で事例研修 情報交流 夏季休業中の特別研修
- ・毎週の打ち合わせでの生徒指導交流… 毎週金曜日実施
- ・アンケート調査… 心のアンケート（年5回） 県調査（年3回） その他随時
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」… 年3回（各学期1回、合計3回） 事案に合わせて随時
- ・「いじめを考える日」 6月30日実施
- ・人権に関わる事業・・・ひびきあいの日で実施
- ・保護者研修会（情報モラル教育・親子活動）… 実施

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応【組織対応】 ～「いじめ防止・対策委員会」～

#### 〔重点・対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知 ⇒ 管理職等への報告と対応方針の決定
- ② 事実関係の確実な把握（複数で組織的に、保護者の協力を得て、背景も十分聞き取る）
- ③ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ④ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑤ 保護者への報告と指導の協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑥ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター中央子ども相談センター等との連携）
- ⑦ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応

#### 「重大事態」とは

- ・「いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめられるとき」

#### 〔学校の主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」⇒教育委員会の指導の下、協力して事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときは、警察署に通報し、援助依頼

### (3) いじめが解消している状態について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

## 7 学校評価における留意事項

- ・実態把握及び措置を適切に行うため、次の三点から適正に学校の取組を評価する。

- ① 早期発見の取組
- ② 対応の振り返り
- ③ 再発防止の取組

## 8 個人情報等の取扱い

### ○個人調査（「心のチェック」アンケート等）、調査に関わる各種資料について

- ・重大事態に発展した場合を想定して、5年間保存する。